

法整備の先にある 国の明るい未来を目指して

JICA公共政策部で、法整備支援を担当する鳥居香代さん。国の根幹を成す法律の整備を支援することで、その先にある経済発展や安定した社会の実現を目指している。



ネパール民法の支援のため、地方の裁判所で現状を調査する鳥居さん

大

学時代、カンボジアから難民として日本に来た友人がいました。ボル・ポト政権時代に体験したことやタイの難民キャンプでの生活についての話は、当時の私にとつても衝撃的で、そのころから漠然と開発途上国にかかわる仕事をしたいと思うようになりました。大学卒業後はいったん民間企業に就職したのですが、やはり自分の関心に合った仕事をしたと思い、退職してイギリスの大学院に留学。帰国後は「今度こそ途上国にかかわる仕事をする」と心に決め、JICAジュニア専門員などを経て、1998年にJICAの職員になりました。

JICAに入ってから、アフリカや農業分野の協力などを担当。その後、国連食糧農業機関(FAO)アジア太平洋事務所勤務した際には、スマトラ沖地震・インド洋津波災害の復興支援などに携わりました。さらにJICAバングラデシュ事務所の企画調査員として、援助調和化の取り組みやガバナンス支援を経験してきました。

現在担当しているのは、法整備と民主化に対する協力です。途上国の発展のためには、何よりもその国が自らの力で、国民の意思を反映しながら自国の資源を投入・配分・管理できること、政府と市民の健全な関係の下に社会が運営される仕組みがでることが重要です。いわゆる、ガバナンスですが、これがなければ、持続的な発展が阻害



JICA公共政策部
ガバナンスグループ法・司法課
課長

鳥居 香代
TORI Kayo

大学卒業後、民間企業勤務、イギリス留学を経て1998年JICAに就職。基礎調査部、アフリカ中近東欧州部、農業開発部、秘書室(いずれも当時)、国連食糧農業機関アジア太平洋事務所(在バンコク)、バングラデシュ事務所を経て、2008年4月より現職。

されるだけでなく、海外からの援助も最終的に途上国の一般市民に還元されません。そしてガバナンスの改善のためには「法の支配」の確立が重要となります。私たちJICAは、日本の大学や法務省、日本弁護士連合会など、さまざまな立場の関係者のご協力を得ながら、その国の開発課題に法整備支援を通じてどう貢献するのか、その固有の問題にどういう配慮が必要か、さらには、ほかのJICA事業との相乗効果や他ドナーとの調整連携をどう図っていくかなどを検討しながら、案件の形成や実施監理を行っています。

これまでの仕事の中で、とても印象に残っている言葉があります。紛争後の国づくりの一環として、民法起草を支援しているネパールでのこと。プロジェクトのカウンターパートである最高裁判事が現地の司法関係者に対してこう語り掛けたのです。

「憲法は政治の変遷でこれまでも大きく変わってきたが民法は違う。この民法は100年続くのだから、そのつもりでみんなできっかりと考えてほしい」

もちろん、社会の変化に応じて今後ネパール人自身の手で改正されていくと思いますが、民法という社会基盤の最も重要な部分に協力できるというのは、援助機関の職員として冥利に尽きます。

私たちが一緒に仕事をする相手の多く

は、現地の法律の実務者や司法省の職員などです。共に業務に当たる中で感じるのは、彼らは皆、自分たちの今の仕事で国の基盤をつくっていくのだという自負を持ち、法律や制度をより良いものに改善していくという強い使命感を持っていることです。

ただ、私たちの支援は、彼らのためだけではありません。彼らの努力を後押ししながら、一緒に、その先にあるものを目指すべきだと考えています。例えば、「法整備によって取引がより促進されることで民間の活動が活性化する」、「より公正な裁判が行われることで、金や力による不公平な判決で泣き寝入りする人が減る」、さらには「法に対する人々の信頼が向上して人々の遵法精神の向上や社会の安定に寄与すること」などです。

こういった成果が感じられるまでには長い時間がかかりますし、援助でできることはその一部にすぎません。しかし、私たちの支援が「究極的には何を目指しているのか」を常に念頭に置き、これからも取り組んでいきたいと思っています。



調停制度をモンゴルに導入するプロジェクトの協力枠組みを、最高裁判所などと合意